

8 運用	
8.1 運用の計画及び管理	8.2 緊急事態への準備及び対応
EM-8.1 8.2	
最終改定日 2020/4/1	

8 運用

8.1 運用の計画及び管理

- 1 次に示す事項の実施によって、環境マネジメントシステム要求事項を満たすため並びに 6.1（リスク及び機会への取組み）及び 6.2（環境目標及びそれを達成するための計画策定）で特定した取組みを実施するために必要なプロセスを確立し、実施し、かつ維持する。
- 2 計画した変更を管理し、意図しない変更によって生じた結果をレビューし、必要に応じて、有害な影響を緩和する処置をとる。
- 3 外部委託したプロセスが管理されている又は影響を及ぼされていることを確認する。
別表 24 (8.1)「環境保全活動項目と実行部門責任者」

8.2 緊急事態への準備及び対応

- 1 特定した潜在的な緊急事態への準備及び対応のために必要なプロセスを確立し、実施し、維持する際、組織は次の事項を行わなければならない。
 - (1) 緊急事態からの有害な環境影響を防止又は緩和するための処置を計画し、対応を準備する。
 - (2) 顕在した緊急事態に対応する。
 - (3) 緊急事態及びその潜在的環境影響の大きさに応じて、緊急事態による結果を防止又は緩和するための処置をとる。
 - (4) 実行可能な場合は、計画した対応処置を定期的にテストする。
 - (5) 定期的に、また特に緊急事態発生後又はテストの後には、プロセス及び計画した対応処置をレビューし、改訂する。
 - (6) 必要に応じて、緊急事態への準備及び対応についての関連する情報及び教育訓練を組織の管理下で働く人々を含む関連する利害関係者に提供する。
- 2 プロセスが計画通りに実行されるという確信を持つために必要な程度の文書化した情報を維持する。

別表 25 (8.2)「緊急事態発生時のフロー」

別表 26 (8.2)「緊急事態一覧」